

都民安全推進本部総合推進部 都民の声窓口に寄せられた都民の声（令和2年1月分）

◆受付件数と区分

（単位：件）

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
0	4	1	0	2	20	0	27

※上記区分の定義

提言：施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見：施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情：施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望：施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談：困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ：施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他：都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

◆ 寄せられた都民の声と都の対応事例（令和2年1月分）

▶ （都民の声）

令和2年4月1日から自転車利用時の損害賠償に関する保険等の加入が義務化になることを知った。保険はどのようなものがあるのか。

（対応）

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が改正され、令和2年4月1日から、自転車利用中の対人賠償事故に備える保険等（※1）への加入が義務となります。

加入が義務となる保険等には、「自転車保険」等の名称で販売されている保険等のほか、自動車保険、火災保険及び傷害保険の特約や、クレジットカードなどの付帯保険、各種団体保険等に付帯しているものなど様々なものが販売されており、コンビニエンスストアやインターネットから加入できる保険等や自転車安全整備店で点検整備を受けると加入できるTSマークの付帯保険（※2）などもあります。

なお、自動車保険などの特約には気付かずに加入していたり、ご家族が加入しているものが適用されていたりすることもありますので、ご自身の保険等への加入状況をご確認ください。

都としてもホームページに自転車利用中の賠償責任を補償する保険等を取り扱う事業者を掲載するなど、都民の皆様の利便性向上に努めております。

詳細はホームページをご覧ください。

<https://www.tomin-anzen.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/kakusyutaisaku/jitensha/anzennriyou-sokushin/jitenshahoken/>

（※1）自転車の利用によって生じた他人の生命または身体の損害を賠償するための保険・共済

（※2）TSマークに付帯される保険は、賠償責任保険、傷害保険等であり、保険の対象は、TSマーク貼付自転車に搭乗中の人となります。保険の有効期間は、TSマークに記載されている日から1年間であり、同様の自転車点検整備を受ければ更新可能です。賠償責任保険の給付上限額は、赤色マークが1億円、青色マークが1,000万円です。

▶ (都民の声)

在留カードの有効期間と在留期間の満了日は同じ日付か。

(対応)

在留カードは、新規の上陸許可、在留資格の変更許可や在留期間の更新許可など、在留資格に係る許可の結果として、日本に中長期間在留する方に対して交付されます。

そのため、在留カードの有効期間と在留期間の満了日は、原則、同じ日付ですが、例外もあります。

例えば、日本に永住出来る方（永住者等）は、在留期間の満了日はないが、在留カードは交付の日から7年間の有効期間があります。また、16歳未満の方は、16歳になる日が在留期間の満了日より早ければ、16歳の誕生日が在留カードの有効期間となります。